

令和3年度 輸送の安全に関する公表（自動車運送事業）

1 はじめに

道路運送法（昭和26年法律第183号）第29条の3、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第47条の7第1項及び鹿児島市交通局自動車安全管理規程（平成19年交通局規程第3号）第17条第1項の規定に基づき、令和3年度の鹿児島市交通局自動車運送事業における輸送の安全に関する情報を公表します。

2 安全方針

- (1) 常に安全意識を高く持ち、お客様の安全の確保を最優先します。
- (2) 関係法令等決められたルールを遵守します。
- (3) 安全を守るための取り組みを絶えず見直し改善します。

3 令和3年度安全重点施策（直営分）

- (1) 安全確認の徹底で、重大事故を発生させません。
- (2) 基本動作を確実にやり、「有責事故件数17件以下」を目指します。
- (3) 車両の点検・整備の徹底により、車両故障を対前年度30%削減します。
- (4) 輸送の安全を確保するため、充実した教育訓練を実施します。
- (5) 関係法令等を遵守し、飲酒運転等の根絶に努めます。

4 令和3年度安全重点施策の達成状況（直営分）

- (1) 重大事故は発生していない。
- (2) 有責事故件数は11件となっている。
- (3) 車両故障発生は42件で、前年度比約4.5%の削減となっている。
- (4) 例年実施している全体研修では、新たに外部講師による「認知症サポート講座」を組み込んだ研修を実施するなど、年4回の全体研修を開催したほか、あいバスの路線変更に伴う研修を実施した。

また、事故惹起者等の乗務員20人を対象に、運転操作・接遇等に関する運行管理者による添乗指導を行った。

- (5) 点呼時におけるアルコール検知器の反応者の発生はなかった。

5 事故等に関する情報

(1) 自動車事故（委託分含む）

令和3年度は、自動車事故報告規則第2条各号に該当する事故が1件発生しました。

【事故の内訳】

事故の内容	件数	該当規定
バス車内転倒	1	第3号（注）
合 計	1	

（注）自動車事故報告規則第2条各号に定める事故（抜粋）

第3号 死者又は重症者（※1）を生じたもの

（※1） 14日以上入院又は入院を要し治療を要する期間が30日以上のもの等

【過去5年間の自動車運送事業における事故発生件数の推移（委託を含む）】 （単位：件）

年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
人身事故	11	19	17	6	7
物損事故	61	67	65	43	36
両方	0	0	0	2	0
合計	72	86	82	51	43
(有責)	(38)	(44)	(39)	(34)	(24)

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪等）

① 災害等の発生に伴う運休等は発生していません。

② 新型コロナウイルス感染症に係る運休等

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、次のとおり運休しました。

（定期観光バスの運休）

・令和3年6月5日～令和3年12月31日

※令和3年12月31日をもって廃止

（カゴシマシティビュー・サクラジマアイランドビューの運休）

・令和3年8月14日～令和3年9月30日

※令和3年10月1日から運行再開

6 輸送の安全確保のための取組

	研 修 名	期 間	受講者数
1	乗務員添乗指導	4月 3日～ 3月 25日	20名
2	第1回乗務員全体研修	4月 12日～ 4月 17日	100名
3	貸切乗務員研修	4月 19日～ 4月 24日	3名
4	貸切バス事業者講習会（Web開催）	6月 17日～ 7月 20日	15名 （運行管理者）
5	第2回乗務員全体研修	7月 5日～ 7月 9日	98名
6	運転者適性診断（NASVA）	8月 2日～11月 5日	26名
7	第3回乗務員全体研修（書面研修）	8月 30日～ 9月 3日	99名
8	運行管理者一般講習（NASVA）	10月 5日・10月 26日 11月 28日	15名
9	整備主任者等定期研修	10月 27日・12月 28日	2名
10	事故惹起者研修	11月 25日～11月 27日	18名
11	整備主任者技術研修	12月 4日	1名
12	第4回乗務員全体研修	12月 6日～12月 10日	99名

13	年末年始輸送安全総点検 ～各留置、北営業所、桜島営業所他の巡視～	12月23日・12月27日 1月7日	管理者他 計7名
----	-------------------------------------	-----------------------	-------------



第1回乗務員全体研修（R3.4月）



貸切乗務員研修（R3.4月）

7 輸送の安全のために講じた措置

- ・点呼時や掲示板等において、事故やヒヤリハットの発生状況・原因などの情報共有を図り、安全運行に対する注意を喚起するとともに、外部講師を招いた講演やドライブレコーダーの映像を活用した乗務員研修を行うことで、事故原因となりうる背景や防止策等について認識の共有を図りました。
- ・平成元年2月9日労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」に定められている拘束時間、運転時間、休息期間等について、理解の向上を図るとともに、体調管理の重要性等、健康面からの安全運行の意識向上に繋げる研修を実施しました。
- ・道路工事、イベント・祭り等による臨時的な迂回運行については、点呼時や掲示等で周知を徹底しました。

8 輸送の安全に関する投資額

項 目	令和3年度実績	主なもの
乗務員の研修に係る費用	582千円	局内全体研修
運行管理者の研修に係る費用	54千円	一般講習・安全マネジメント講習（NASVA）
安全運行対策等に係る費用	16,962千円	バス転回場誘導 （谷山・脇田・浜町）
運行管理機器の整備・保守に係る費用	7,923千円	アルコールセンサー交換、ロケーションシステム保守業務委託料、もくいく手数料等

車両の整備に係る費用	16千円	整備主任者研修、各種講習等
------------	------	---------------

9 行政処分の情報

行政処分はありません。

10 安全に関する内部監査

運輸の安全マネジメントの実施状況を点検するため、局内の職員で構成された監査チームによる内部監査を実施しました。

(1) 目的

関係法令及び安全管理文書が適合し、その実施体制・手順が確立され、PDCAサイクルが適切に機能しているか、安全管理体制上、どのような効果を得られているかを確認する。

(2) 実施日

令和4年1月27日

(3) 監査の結果（所見等）

輸送の安全確保に関する態勢の維持管理に努めており、是正すべき問題点は見当たらなかったが、自然災害対策計画の早期整備についての改善要求があった。

11 安全統括管理者に関する情報

安全統括管理者（自動車運送事業） バス事業課運輸係長

12 鹿児島市交通局自動車安全管理規程

別紙のとおり